

自動車物品税引き下げの原則と要件

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●物品税減免についての財務省布告（第109号）*注／一三年六月一〇日号に掲載した内容を一部修正して再掲載

第一項（旧規定の廃止） 省略

第二項（対象メーカー）

物品税の減免は、中古の機器または部品から自動車を生産する工業事業者には適用しない。

第三項（施行日）

本布告は仏暦二五五九（二〇一六年）一月一日から施行する。

*末尾表（注／税率は従価）

5、自動車

05・01、乗用車

（1）局長が布告規定した原則、要件に基づく乗用車。

（1・1）排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下、かつ局長が布告規定したアクティブ・セーフティ・システムの安全標準に従っている。税率（以下省略）50%→30%

（1・2）排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超・200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。50%→35%

（1・3）排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。50%→40%

（1・4）排気量3000立方cm超。50%→50%

（2）局長が布告規定した原則、要件、特徴に基づく乗用ピックアップ車（PPV）。

（2・1）排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下、かつ局長が布告規定したアクティブ・セーフティ・システムの安全標準に従っている。50%→25%

（2・2）排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。50%→30%

（2・3）排気量3250立方cm超。50%→50%

（3）局長が布告規定した原則、要件、特徴に基づく荷台付き乗用車（ダブルキャブ）。

（3・1）排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。50%→12%

（3・2）排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。50%→15%

（3・3）排気量3250立方cm超。50%→50%

（4）ピックアップ車またはピックアップ車のシャーシ（Chassis）及び前面防風ガラス（Windshield）から生産された、もしくはピックアップ車から改造した、局長が布告規定した原則、要件、特徴に基づく乗用車。

(4・1) 局長が布告規定した資格を有する工業事業者による生産または改造。

(4・1・1) 排気量3250立方cm以下。50%→3%

(4・1・2) 排気量3250立方cm超。50%→50%

(4・2) 第一四四条の五に基づき納税する、第一四四条の三に基づく改造者による改造。50%→(1・1)～(1・4)と同率

05・02、10人乗り以下バン

(1・1) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。50%→30%

(1・2) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超・200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。50%→35%

(1・3) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。50%→40%

(1・4) 排気量3000立方cm超。50%→50%

05・01及び05・02、乗用車または10人乗り以下のバン

(1) 局長が布告規定した原則、要件、台数に基づく官公庁、病院または慈善団体の救急車。50%→免除

(2) 省エネルギー種の乗用車、または10人乗り以下のバン。

(2・1) 局長が布告規定したところに基づく燃料・電池併用車（ハイブリッド・エレクトリック・ヴィークル）。

(2・1・1) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が100 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下、かつ局長が布告規定したアクティブ・セーフティ・システムの安全標準に従っている。50%→10%

(2・1・2) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が100 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超・150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。50%→20%

(2・1・3) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超・200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。50%→25%

(2・1・4) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。50%→30%

(2・1・5) 排気量3000立方cm超。50%→50%

(2・2) 電気自動車（エレクトリック・パワード・ヴィークル）50%→10%

(2・3) 燃料電池自動車（フューエル・セル・パワード・ヴィークル）50%→10%

(2・4) 局長が布告規定した原則と要件に基づく国際標準の省エネルギー乗用車 [注/エコカー]。

(2・4・1) 排気量1300立方cm以下のガソリン・エンジン。50%→17%

(2・4・2) 排気量1400立方cm以下のディーゼル・エンジン。50%→17%

(2・4・3) 排気量1300立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が100 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下のガソリン・エンジン、かつ局長が布告規定したアクティブ・セーフティ・システムの安全標準に従っている。50%→14%

(2・4・4) 排気量1400立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が100 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下のディーゼル・エンジン、かつ局長が布告規定したアクティブ・セーフティ・システムの安全標準に従っている。50%→14%

(2・4・5) エタノール含有85%以上の燃料を使用する排気量1300立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が100 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下のガソリン・エンジン、かつ局長が布告規定したアクティブ・セーフティ・システムの安全標準に従っている。50%→12%

(3) 局長が布告規定した原則、要件、形質に基づく排気量3000立方cm以下の代替燃料を使用する乗用車、または10人乗り以下のバン。

(3・1) エタノール含有85%以上の燃料を使用。

(3・1・1) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下、かつ局長が布告規定したアクティブ・セーフティ・システムの安全標準に従っている。50%→25%

(3・1・2) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超・200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。50%→30%

(3・1・3) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。50%→35%

(3・1・4) 排気量3000立方cm超。50%→50%

(3・2) 天然ガス燃料を使用。

(3・2・1) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下、かつ局長が布告規定したアクティブ・セーフティ・システムの安全標準に従っている。50%→25%

(3・2・2) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が150 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超・200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。50%→30%

(3・2・3) 排気量3000立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。50%→35%

(3・2・4) 排気量3000立方cm超。50%→50%

(4) 三輪乗用車、及び排気量250立方cm以下の自動二輪車エンジンを使用し生産された乗用車。

(4・1) 三輪乗用車。50%→5%

(4・2) 排気量250立方cm以下の自動二輪車エンジンを使用し生産された乗用車。50%→5%

05・90、積載量込みの車体重量が4000kg以下に設計されたピックアップトラック

(1) 局長が布告規定した原則、要件、形質に基づく運転手座席の後部に荷物スペースがない（ノー・キャブ）車種。

(1・1) 排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。50%→3%

(1・2) 排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。50%→5%

(2) 局長が布告規定した原則、要件、形質に基づく運転手座席の後部に荷物スペースがある(スペース・キャブ)車種。

(2・1) 排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 以下。50%→5%

(2・2) 排気量3250立方cm以下、かつ二酸化炭素排出量が200 $\frac{\text{g}}{\text{km}}$ 超。50%→7%

(3) (1) 及び(2) ではないその他車種。

(3・1) 排気量3250立方cm以下。50%→18%

(3・2) 排気量3250立方cm超。50%→50%

●物品税減税を受けた自動車の原則と要件についての物品税局告示

仏暦二五五六年四月二四日付けの物品税減免についての財務省布告(第109版)により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告(第27版)の末尾リスト、05・01種乗用車の(1)の内容に基づく権限により、物品税局長は以下のように告示を制定する。

第一項

仏暦二五五六年四月二四日付けの物品税減免についての財務省布告(第109版)により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告(第27版)の末尾リストの05・01種、(1・1)～(1・3)における排気量3000立方センチメートルの乗用車は、以下の原則と要件に従わなければならない。

1・1、UNECE Reg.101 Rev.2規定に示された原則に基づき計量される二酸化炭素(CO₂)排出量またはそれ以上のレベルを有する自動車である。

1・2、二酸化炭素排出率を示す証拠書類を有する自動車である。ここに当該証拠書類は局長が公示規定したところに従う。

1・3、工業省が公示規定した原則に基づく自動車データを示すステッカーを有する自動車である。ここに少なくとも二酸化炭素排出率、エネルギー使用率のデータ、エンジンの種類、及び事故発生防止安全システム

(Active Safety system)(物品税引下げを受けるために当該安全システムを義務付けられている自動車の場合)を示すステッカーを有していなければならない。販売ポイント(Point of Sales)において自動車ガラス上に貼付しなければならない。

第二項

本告示は仏暦二五五九年(西暦二〇一六年)一月一日から施行する。

仏暦二五五七年一月七日告示

ソムチャーイ・プーンサワット物品税局長

*注／官報公示は二〇一四年二月一八日

●事故発生防止安全システム（Active Safety）の安全標準についての告示

仏暦二五五六年四月二四日付けの物品税減免についての財務省布告（第109版）により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第27版）の末尾リスト、05・01種自動車の（1・1）～（1・3）、及び05・01種並びに05・02種の乗用車または10人乗り以下のバンの（2・1・1）（2・4・3）（2・4・4）（2・4・5）（3・1・1）（3・2・1）の内容に基づく権限により、物品税局長は以下のように告示を制定する。

第一項

物品税引下げを受けた05・01種の（1・1）（2・1）の乗用車、及び05・01種及び05・02種の（2・1・1）（2・4・3）（2・4・4）（2・4・5）（3・1・1）（3・2・1）の10人乗り以下の乗用車またはバンにおける事故発生防止安全システム（Active Safety）の安全標準は、少なくとも電子安定制御システム（ESCシステム）が設置されたアンチロック・ブレーキ・システム（ABS）がなければならず、この当該ブレーキ・システムはUNECE Reg.13H Rev.2規定またはそれ以上のレベルに従っていないなければならない。

第二項

本告示は仏暦二五五九年（西暦二〇一六年）一月一日から施行する。

仏暦二五五七年一月七日告示

ソムチャーイ・プーンサワット物品税局長

*注／官報公示は二〇一四年二月一八日

●物品税率が引き下げられた乗用ピックアップ車（PPV）の原則と要件、特徴についての告示

仏暦二五五六年四月二四日付けの物品税減免についての財務省布告（第109版）により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第27版）の末尾リスト、05・01種乗用車の（2）の内容に基づく権限により、物品税局長は以下のように告示を制定する。

第一項

物品税引下げを受けた、仏暦二五五六年四月二四日付けの物品税減免についての財務省布告（第109版）により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第27版）の末尾リスト、0

5・01種乗用車の（2・1）～（2・2）における排気量3250立方センチメートル以下の乗用ピックアップ車（PPV）は、以下の原則、要件、特徴に従っていなければならない。

1・1、乗用ピックアップ車とは以下の特徴を全て備えたピックアップ車のシャーシ上に建造された乗用車を意味する。

（1）、ピックアップ車のシャーシ式のフレーム構造（Frame Construction）は、1200キログラム以上の車体重量、1000キログラム以上の積載重量、かつ車体と積載重量を合わせて4000キログラム以下に設計された、国内製造で一般に販売または通常輸出されている、自動車法に基づくピックアップトラックとして登録されるモデルと同形式である。

（2）左右とも前輪中心と後輪中心の間の距離（Wheelbase）は、その自動車モデルと同形式のピックアップ車の自動車モデル番号（Model Code）とシャーシ形式（Chassis Model）から変更されていない。

（3）左右とも前輪中心と後輪中心の間の距離（Wheelbase）は2750ミリメートル以上なければならない。

（4）荷台またはセダン車のような後部に突き出た部分があってはならない。

（5）改造ピックアップ車であってはならない。

1・2、UNECE Reg.101 Rev.2規定に示された原則に基づき計量される二酸化炭素（CO₂）排出量またはそれ以上のレベルを有する自動車である。

1・3、二酸化炭素排出率を示す証拠書類を有する自動車である。ここに当該証拠書類は局長が公示規定したところに従う。

1・4、工業省が公示規定した原則に基づく自動車データを示すステッカーを有する自動車である。ここに少なくとも二酸化炭素排出率、エネルギー使用率のデータ、エンジンの種類、及び事故発生防止安全システム

（Active Safety）（物品税引下げを受けるために当該安全システムを義務付けられている自動車の場合）を示すステッカーを有していなければならない。販売ポイント（Point of Sales）において自動車ガラス上に貼付しなければならない。

第二項

本告示は仏暦二五五九年（西暦二〇一六年）一月一日から施行する。

仏暦二五五七年一月七日告示

ソムチャーイ・プーンサワット物品税局長

●物品税率が引き下げられた、ピックアップ車またはピックアップ車のシャーシと前面風防ガラスから製造された乗用車、もしくはピックアップ車から改造された乗用車の原則と要件、特徴についての告示

仏暦二五五六年四月二四日付けの物品税減免についての財務省布告（第109版）により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第27版）の末尾リスト、05・01種乗用車の（4）の内容に基づく権限により、物品税局長は以下のように告示を制定する。

第一項

物品税引下げを受けた、仏暦二五五六年四月二四日付けの物品税減免についての財務省布告（第109版）により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第27版）の末尾リストの05・01種、（4・1・1）の排気量が3250立方センチメートル以下の、工業事業者によってピックアップ車またはピックアップ車のシャーシ

（Chassis）及び前面防風ガラス（Windshield）から生産された、またはピックアップ車から改造した乗用車、及び（4・2）の第一四四条の五に基づき納税する第一四四条の三に基づく改造者により改造されたピックアップ車またはピックアップ車のシャーシ（Chassis）及び前面防風ガラス（Windshield）から生産された、またはピックアップ車から改造した乗用車は、以下の原則、要件、特徴に従わなければならない。

1・1、改造ピックアップ車とは、ピックアップ車またはピックアップ車のシャーシ（Chassis）及び前面防風ガラス（Windshield）から生産された、またはピックアップ車から改造した乗用車であって、以下の全ての項目の重要な形式、大きさ、特徴を有する自動車の意味する。

（1）以下の特徴を有するピックアップ車またはピックアップ車のシャーシ（Chassis）及び前面防風ガラス（Windshield）から改造されなければならない。

（1・1）1200キログラム以上の車体重量、1000キログラム以上の積載重量、かつ車体と積載重量を合わせて4000キログラム以下に設計されたピックアップトラックである。

（1・2）一般に販売され、自動車法に基づくピックアップ車として登録されたモデルのピックアップ車である。

（1・3）工業省から許可を得た事業者によって国内で生産されたピックアップ車で、通常の使用形態としてピックアップトラックとして使用する目的で生産されたモデルまたは形式である。

ここに、物品税局から自動車モデル番号（Model Code）とシャーシ形式（Chassis Model）の許可を得なければならない。

●物品税率が引き下げられた、ピックアップ車またはピックアップ車のシャーシと前面風防ガラスから製造された乗用車、もしくはピックアップ車から改造された乗用車の原則と要件、特徴についての告示

第一項

（前号からのつづき）

（2）自動車改造においては改造における資機材の価値の60%以上、国内で生産された資機材を使用しなければならない。

（3）左右とも前輪中心と後輪中心の間の距離（Wheelbase）は、その自動車の自動車モデル番号（Model Code）とシャーシ形式（Chassis Model）から変更されていない。ただし救急車、通信車、その他特殊車、及びリムジン車への自動車改造であれば、左右とも前輪中心と後輪中心の間の距離（Wheelbase）はそ

のモデルの自動車の自動車モデル番号 (Model Code) とシャーシ形式 (Chassis Model) から伸ばすことができる。

(4) 改造ピックアップ車の座席は以下の数及び特徴を有していなければならない。

(4・1) 2列シートバンまたはそれに似た種の改造ピックアップ車である場合、生産されている自動車、または自動車生産者によって国内外で販売されている自動車とは差異のある形状を有していなければならない。

(4・2) 荷台付き乗用車 (Double Cab) である場合、5座席以上で、生産されている自動車、または自動車生産者によって国内外で販売されている自動車とは差異のある形状を有していなければならない。

(4・3) 座席数は1座席につき40センチメートルのシート幅基準により定め、残り座席の最後の幅が30センチメートル以上あればもう1座席とみなす。

(4・4) 床面から座席上面までの高さは25センチメートル以上、座席から屋根までの高さは85センチメートル以上なければならない。

1・2、UNECE Reg.101 Rev.2 規定に示された原則に基づき計量される二酸化炭素 (CO₂) 排出量またはそれ以上のレベルを有する自動車である。

1・3、二酸化炭素排出率を示す証拠書類を有する自動車である。ここに当該証拠書類は局長が公示規定したところに従う。

1・4、工業省が公示規定した原則に基づく自動車データを示すステッカーを有する自動車である。ここに少なくとも二酸化炭素排出率、エネルギー使用率のデータ、エンジンの種類、及び事故発生防止安全システム

(Active Safety) (物品税引下げを受けるために当該安全システムを義務付けられている自動車の場合) を示すステッカーを有していなければならない。販売ポイント (Point of Sales) において自動車ガラス上に貼付しなければならない。

第二項

本告示は仏暦二五五九年 (西暦二〇一六年) 一月一日から施行する。

仏暦二五五七年一月七日告示

ソムチャーイ・プーンサワット物品税局長

*注/官報公示は二〇一四年二月一八日

●ピックアップ車またはピックアップ車のシャーシと前面風防ガラスから乗用車を製造する、もしくはピックアップ車から乗用車に改造する工業事業者の資格についての告示

仏暦二五五六年四月二四日付けの物品税減免についての財務省布告 (第109版) により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告 (第27版) の末尾リスト、05・01種乗用車の (4・1) の内容に基づく権限により、物品税局長は以下のように告示を制定する。

第一項

ピックアップ車またはピックアップ車のシャーシと前面風防ガラスから乗用車を製造する、もしくはピックアップ車から乗用車に改造する工業事業者とは、そのピックアップ車の製造者ではなく、以下の全ての資格を有する、独立した一般自動車製造事業者または改造事業者を意味する。

1・1、国内で自ら改造自動車を開発設計することにより、通常、ピックアップ車またはピックアップ車のシャーシと前面風防ガラスを製造する、もしくは改造事業を営む。

1・2、そのピックアップ車の生産者と直接的、間接的に経営、管理または合弁で関係を有していない。

1・3、製造または改造作業地はそのピックアップ車生産者の工場と同じ工場内にあってはならない。

1・4、全工程で自ら自動車を製造または改造する。

1・5、第1・1項から第1・4項までに基づく資格がある証拠を示し、改造を事業とする工業事業者であると物品税局から承認されなければならない。

1・6、物品税局に自動車（改造自動車）工業事業者であることを物品税登録しなければならない。

第二項

本告示は仏暦二五五九年（西暦二〇一六年）一月一日から施行する。

仏暦二五五七年一月七日告示

ソムチャーイ・プーンサワット物品税局長

*注／官報公示は二〇一四年二月一八日

●物品税率が引き下げられたハイブリッド式省エネ乗用車または10人乗り以下のバンの原則と要件についての告示

仏暦二五五六年四月二四日付けの物品税減免についての財務省布告（第109版）により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第27版）の末尾リスト、05・01種及び05・02種の乗用車または10人乗り以下のバンの（2・1）の内容に基づく権限により、物品税局長は以下のように告示を制定する。

第一項

物品税引下げを受けた、仏暦二五五六年四月二四日付けの物品税減免についての財務省布告（第109版）により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第27版）の末尾リスト、05・01及び05・04種の（2・1・1）～（2・1・4）における排気量3000立方センチメートル以下の燃料及び電気エネルギー併用型（Hybrid

Electric Vehicle) の省エネ種の乗用車または10人乗り以下のバンは、以下の原則、要件に従っていないなければならない。

1・1、燃料及び電気エネルギー併用型 (Hybrid Electric Vehicle) の自動車とは、2種類のエネルギー、すなわち燃料エネルギーと自動車内に蓄電した電気エネルギーを使用して自動車を駆動する自動車を意味する。ここに駆動エネルギー源として電圧を使用する場合、直流の電圧は60ボルト超でなければならない。

1・2、燃料及び電気エネルギー併用型 (Hybrid Electric Vehicle) の自動車は、少なくとも以下のシステムまたは機器から構成されなければならない。

(1) 自動車駆動でエンジンを使用する燃料及び電気エネルギー併用型 (Hybrid Electric Vehicle) の自動車であれば、アイドリング自動停止システム。

(2) ブレーキ時に電気エネルギーに転換するシステム (Regenerating Braking System)。

(3) 自動車駆動に使用する電気モーター (traction motor)。

1・3、UNECE Reg.101 Rev.2 規定に示された原則に基づき計量される二酸化炭素 (CO₂) 排出量またはそれ以上のレベルを有する自動車である。

1・4、二酸化炭素排出率を示す証拠書類を有する自動車である。ここに当該証拠書類は局長が公示規定したところに従う。

1・5、工業省が公示規定した原則に基づく自動車データを示すステッカーを有する自動車である。ここに少なくとも二酸化炭素排出率、エネルギー使用率のデータ、エンジンの種類、及び事故発生防止安全システム

(Active Safety) (物品税引下げを受けるために当該安全システムを義務付けられている自動車の場合) を示すステッカーを有していなければならない。販売ポイント (Point of Sales) において自動車ガラス上に貼付しなければならない。

第二項

本告示は仏暦二五五九年 (西暦二〇一六年) 一月一日から施行する。

仏暦二五五七年一月七日告示

ソムチャーイ・プーンサワット物品税局長

*注/官報公示は二〇一四年二月一八日

●物品税率が引き下げられた国際標準省エネルギー自動車 [エコカー] の原則と要件についての告示

仏暦二五五六年四月二四日付けの物品税減免についての財務省布告 (第109版) により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告 (第27版) の末尾リストの05・01種及び05・02種の乗用車または10人乗り以下のバンの (2・4) の内容に基づく権限により、物品税局長は以下のように告示を制定する。

第一項

物品税引下げを受けた、国際標準省エネルギー種〔注／エコカー〕の乗用車または10人乗り以下のバンは、以下の原則、要件に従っていなければならない。

1・1、05・01種及び05・02種の乗用車または10人乗り以下のバンの(2・4・1)及び(2・4・2)における国際標準省エネルギー自動車とは、ガソリンエンジンであれば排気量1300立方センチメートル以下、ディーゼルエンジンであれば排気量1400立方センチメートル以下の自動車を意味し、工業省が交付した国際標準省エネルギー自動車の資格認可証明書を示さなければならず、少なくとも以下の技術規定を満たしていなければならない。

(1) UNECE Reg.101 Rev.1 技術規定に示されたコムバインモードに基づき100キロメートルにつき5リットル以下、もしくはそれを上回る燃費で燃料油を使用する、または使用することができる。

(2) UNECE Reg.83 Rev.2 (2005) 技術規定に基づくユーロ4レベル、またはそれを上回る排ガス基準。

(3) 排気管から排出される二酸化炭素量が UNECE Reg.101 Rev.1 技術規定に示された原則に基づく計測で1キロメートルにつき120グラム以下、またはそれを上回る水準。

(4) UNECE Reg.94 Rev.0 基準に基づく、またはそれを上回る車体前部の事故発生時の乗客防護、及び UNECE Reg.95 Rev.0 基準に基づく、またはそれを上回る車体後部の事故発生時の乗客防護。

1・2、05・01種及び05・02種の乗用車または10人乗り以下のバンの(2・4・3)及び(2・4・4)における国際標準省エネルギー自動車とは、ガソリンエンジンであれば排気量1300立方センチメートル以下、ディーゼルエンジンであれば排気量1400立方センチメートル以下の自動車を意味し、工業省が交付した第2世代国際標準省エネルギー自動車の資格認可証明書を示さなければならず、少なくとも以下の技術規定を満たしていなければならない。

(1) UNECE Reg.101 Rev.2 技術規定に示されたコムバインモードに基づき100キロメートルにつき4・3リットル以下、もしくはそれを上回る燃費で燃料油を使用する、または使用することができる。

(2) UNECE Reg.83(06) Rev.4 技術規定に基づくユーロ5レベル、またはそれを上回る排ガス基準。

(3) 排気管から排出される二酸化炭素量が UNECE Reg.101 Rev.2 技術規定に示された原則に基づく計測で1キロメートルにつき100グラム以下、またはそれを上回る水準。

(4) UNECE Reg.94 Rev.1 基準に基づく、またはそれを上回る車体前部の事故発生時の乗客防護、及び UNECE Reg.95 Rev.1 基準に基づく、またはそれを上回る車体後部の事故発生時の乗客防護。並びに事故発生防止安全システム

(Active Safety) の安全標準は、少なくとも電子安定制御システム (ESC システム) が設置されたアンチロック・ブレーキ・システム (ABS) がなけれ

ばならず、この当該ブレーキ・システムは UNECE Reg.13H Rev.2 規定またはそれ以上のレベルに従っていないなければならない。

1・3、05・01種及び05・02種の乗用車または10人乗り以下のバンの(2・4・5)における国際標準省エネルギー自動車とは、ガソリンエンジンで排気量1300立方センチメートル以下の自動車を意味し、工業省が交付した第2世代国際標準省エネルギー自動車の資格認可証明書を示さなければならない。少なくとも以下の技術規定を満たしていなければならない。

(1) UNECE Reg.101 Rev.2 技術規定に示されたコムバインモードに基づき100キロメートルにつき4・3リットル以下、もしくはそれを上回る燃費で燃料油を使用する、または使用することができる。

(2) UNECE Reg.83(06) Rev.4 技術規定に基づくユーロ5レベル、またはそれを上回る排ガス基準。

(3) 排気管から排出される二酸化炭素量が UNECE Reg.101 Rev.2 技術規定に示された原則に基づく計測で1キロメートルにつき100グラム以下、またはそれを上回る水準。

(4) UNECE Reg.94 Rev.1 基準に基づく、またはそれを上回る車体前部の事故発生時の乗客防護、及び UNECE Reg.95 Rev.1 基準に基づく、またはそれを上回る車体後部の事故発生時の乗客防護。並びに事故発生防止安全システム(Active Safety)の安全基準は、少なくとも電子安定制御システム(ESCシステム)が設置されたアンチロック・ブレーキ・システム(ABS)がなければならない。この当該ブレーキ・システムは UNECE Reg.13H Rev.2 規定またはそれ以上のレベルに従っていないなければならない。

(5) エタノール種代替燃料を燃料油に85%以上混合できる乗用車または10人乗り以下のバンの原則、要件及び資格についての物品税局告示に従った特徴。

1・5、工業省が公示規定した原則に基づく自動車データを示すステッカーを有する自動車である。ここに少なくとも二酸化炭素排出レート、エネルギー使用レートのデータ、エンジンの種類、及び事故発生防止安全システム(Active Safety)(物品税引下げを受けるために当該安全システムを義務付けられている自動車の場合)を示すステッカーを有していなければならない。販売ポイント(Point of Sales)において自動車ガラス上に貼付しなければならない。

第二項

本告示は仏暦二五五九年(西暦二〇一六年)一月一日から施行する。

仏暦二五五七年一月七日告示
ソムチャーイ・プーンサワット物品税局長

*注/官報公示は二〇一四年二月一八日

●物品税率が引き下げられた、運転座席背後の荷物スペースを有する、積載重量と車体重量を合わせ4000kg以下に設計されたピックアップ車の原則と要件、特徴についての告示

仏暦二五五六年四月二四日付けの物品税減免についての財務省布告（第109版）により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第27版）の末尾リストの05・90種の積載重量と車体重量を合わせ4000kg以下に設計されたピックアップ車の（2）の内容に基づく権限により、物品税局長は以下のように告示を制定する。

第一項

物品税引下げを受けた、仏暦二五五六年四月二四日付けの物品税減免についての財務省布告（第109版）により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第27版）の末尾リスト、05・90種の（2・1）及び（2・2）における積載重量と車体重量を合わせ4000kg以下に設計されたピックアップ車は、以下の原則、要件、特徴に従っていなければならない。

1・1、1トン以上の積載重量を有するピックアップトラックは以下の全ての特徴を有していなければならない。

（1）車体重量が1200kg以上、かつ積載重量が1000kg以上。

（2）板ばね式の後部ショックアブソーバシステム。

（3）同一平面のドアの後部面の線から運転室の最後部までの車体外部の距離が65センチメートル以下。

（4）荷台の長さが150センチメートル以上、または荷台の長さが、最も広い部分の全部ドアの枠から荷台の最後部までの（同一平面における）距離の2分の1以上。

1・2、1トン未満の積載重量を有する小型ピックアップトラックは以下の全ての特徴を有していなければならない。

（1）車体重量が1200kg未満、かつ積載重量が車体重量の40%以上。

（2）同一平面のドアの後部面の線から運転室の最後部までの車体外部の距離が65センチメートル以下。

（3）荷台の長さが90センチメートル以上、または荷台の長さが、最も広い部分の全部ドアの枠から荷台の最後部までの（同一平面における）距離の2分の1以上。

1・3、UNECE Reg.101 Rev.2 規定に示された原則に基づき計量される二酸化炭素（CO₂）排出量またはそれ以上のレベルを有する自動車である。

1・4、二酸化炭素排出率を示す証拠書類を有する自動車である。ここに当該証拠書類は局長が公示規定したところに従う。

1・5、工業省が公示規定した原則に基づく自動車データを示すステッカーを有する自動車である。ここに少なくとも二酸化炭素排出率、エネルギー使用率のデータ、エンジンの種類を示すステッカーを有していなければな

らず、販売ポイント（Point of Sales）において自動車ガラス上に貼付しなければならない。

第二項

本告示は仏暦二五五九年（西暦二〇一六年）一月一日から施行する。

仏暦二五五七年一月七日告示

ソムチャーイ・プーンサワット物品税局長

*注／官報公示は二〇一四年二月一八日
(おわり)